

英国における地域企業パートナーシップ (Local Enterprise Partnerships : LEP)

パブリックコンサルティング第一事業部 主任研究員 山口 まみ

はじめに

英国ではブレア政権下の 2001 年より、ローカルガバナンスを実現するメカニズムとして、各地域の地方自治体、民間企業、VCS (Voluntary and Community Sector) 等で構成される「地域戦略パートナーシップ」(Local Strategic Partnership ; LSP)という会議体の設置が義務付けられた。イングランドのすべての地域(ユニタリーまたはカウンティ)において LSP が設置され、経済・環境・福祉等に関する長期ビジョン「持続可能なコミュニティ戦略」(Sustainable Community Strategy ; SCS)を作成し、それをもとにそのビジョンを実現するための具体的な 3 年計画とターゲットを示す「地域合意協定」(Local Area Agreement ; LAA)を作成していた。

地域における官民連携を促進する枠組みとして日本でも注目されていた LSP であるが、キャメロン政権移行後の 2010 年に LAA の制度が廃止されたことで LSP も役割を終え、2010 年からは地域産業振興を主目的とした新しい官民協働のパートナーシップである地域企業パートナーシップ (Local Enterprise Partnerships ; LEP) がスタートした。本項では、この比較的新しいパートナーシップである LEP について概観する。

LEP の概要

(1) LEP におけるパートナーシップ

LEP は地域の経済開発促進を担う複数の地方自治体と民間企業 (enterprise) による、官民連携のパートナーシップである。民間企業に加え、地域の大学や VCS 等 LEP を組織する構成員の裁量により自由に構成員の拡充を行うことは可能であるが、①「官」と「民」の構成割合が 1:1 となること、②可能な限り民間企業がその代表を務めること、といった要件を満たす必要がある。

プライベートセクター主導への転換というコンセプトの下、中央政府は LEP に対して注文を付けず、LEP の意思を尊重することにしている。

LEP は地域経済を活性化するための戦略立案を担う新たな官民連携組織として期待されている。LEP のミッションは地域経済の振興であるが、VCS を排除することはない。当初は LEP への参加企業の多くを大企業、営利企

業が占めていたが、VCS 等も参加するようになっている。例えば英国 Worcestershire の LEP においては、同地域では工場などの誘致による発展も重点項目の一つであることから、行政・企業は地域住民・コミュニティとの連携を密にする必要があるとの認識に立ち、VCS を当初より理事会メンバーに含めている。行政・企業・VCS が足並みをそろえてコミュニティを重視した発展を志向する場である LEP が設置されたことは、重要な意味を持つ。

(2) LEP の設立要件等

LEP は設立に際し中央政府の認定 (approve) が必要であるが、法的に位置づけのない組織 (non-statutory body) である (LEP が法人格を必要とする場合は、通常の法人法制に従い LEP が独自に取得する)。認定条件は「産業界からの支援」「経済圏からみて自然な地理的条件」「地方自治体からの支援」「付加価値と熱意」の 4 つ。2014 年 10 月現在、計 39 の LEP が認定を受けている。

LEP は、実質的な経済圏としての結びつきをもとにして自主的に設立されており、設置範囲は LSP に比べ広大である。複数の LEP に含まれる地域も存在する。

24 の LEP が管轄地域内に政府承認の経済特区である産業振興地域 (EZ : Enterprise Zone) を設置している。EZ を設置することにより、転入企業への減税措置、建築確認手続きの簡素化、政府からのインターネット開設の導入支援等の特例が受けられるようになる。

LEP による地域経済開発業務の実施方法及び組織体制等に関して、全国で統一的な仕組みは存在しない。実際の LEP の理事会の設置状況や人数、構成メンバー等は、地域ごとにまちまちである。政府は、LEP の運営は地域の裁量に任せられ、各地域の状況やニーズに合わせて地域経済開発に取り組むべきであるとの方針である¹。

LEP 設置の成果

最初に認定された 24 の LEP の 1 年間のまとめた報告書 (2011 年 10 月)²によれば、LEP は認定後の 1 年間、大きな成果を上げることが出来なかったとしている。

その理由の一つとして、当初、パートナーシップ組織立ち上げ・維持に要する資金について行政 (中央政府及

¹ (財)自治体国際化協会ロンドン事務所マンスリートピック (2012 年 1 月)

² Cause célèbre or cause for concern? – Local Enterprise Partnerships one year on

び地方自治体)からの支援が少なかったことで、政策目標である官民パートナーシップによる地域産業推進が著しく遅延したことが指摘された³。LEPの制度がスタートした当初、LEPの運営資金はLEPが自ら手当てするものとされ、LEPを構成する地方自治体と参加企業が拠出しなければならず⁴、中央政府からの直接の資金援助は行われなかったとされた。当初、プロジェクト資金である地域成長ファンド(後述)以外に特段の財政支援措置はなく、LEP制度開始後の当初2年は中央政府からの資金的支援は乏しかった。LEPの立ち上げ期間及びその後の組織維持のための資金調達を自力で行う必要があり、それが滞ることで、LEPが本来行うべき活動への着手を妨げているという課題が顕在化した。そこでLEP側から中央政府に働きかけた結果、組織立ち上げ・維持に資する資金支援策が講じられ、ようやく本来の目標である地域活性化に本腰を入れられるようになったという経緯がある。

LEPに対する支援

以下、LEPに対する主な支援を簡単に述べる。

◆LEPの組織運営及び活動開始(スタートアップ)支援

①スタートアップファンド(start-up fund)

新しいLEPのスタートと迅速な取り組み、および自立を支援するために1回限り活用できる補助金。新しい事務所の賃借料や設備、トレーニング、IT支援、より広いビジネス界を巻き込む活動、他の新しい活動などの必要経費を想定している。すでに継続的に行われている活動に対しては、このファンドは適用されない。

②キャパシティファンド(Capacity fund)

LEPの戦略計画の作成や交付を支援するためのファンド。年間25,000ポンドを3年間受け取れる。

③コア・ファンディング(core funding)⁵

行政がやるべきサービスをLEPが提供することになってきたことから創られた支援制度で、組織運営を維持するための資金支援である。LEPが地域社会において持続可能な成長と雇用創出を行うために最適な状態でいられるためには、自発的なビジネスと市民とのパートナーシップの維持を確保することが必要であるとし、それには十分なツールとリソースを与えることが重要であるとして創設された。この資金の活用により、LEPが中央政府の支援に頼ることなく、長期的計画を立て、地域主導を維持することができるとしている。中央政府と地域とのマッチングファンドである(2年間でそれぞれ約2,000万ポンド)。中央政府から各LEPに年間25万ポンドまで資金提供されるが、LEPは同額のマッチングファンドを地域から調達しなくてはならない。すなわち、各LEPは、上限50万ポンド=中央政府からの25万ポンド+地域からの25万ポンドを獲得できる。

³ LEP Network へのヒアリングによる。

⁴ (財)自治体国際化協会「英国の地方自治(概要版)―2011年改訂版―」

⁵ <https://www.gov.uk/government/news/local-enterprise-partnerships-receive-boost>

◆LEPが個別プロジェクトの実施に活用できるファンド

①地域成長ファンド(Regional Growth Fund ; RGF)

地域経済成長促進を目的とする補助金制度。特に、民間部門が地域経済の活性化あるいは継続的な雇用の確保を目的に実施する投資計画に支援を行うこと、なかでも、現在公共部門に依存している事業分野を民間部門に移管しようとする地域社会を支援するもの。LEPの組織運営に使用することはできない。総額は32億ポンド(2011~2017年までの6カ年)⁶。競争的ファンドであり、LEP以外の主体(官民のパートナーシップ、民間企業、コンソーシアム等)もRGFに申請することが可能(公共部門単独での申請は不可)で、LEPに対する優先的取扱いはない。ファンドの利用申請が可能な事業の最低予算は100万ポンド以上。

②地域経済成長支援ファンド(Growing Places Fund ; GPF)

2011年11月に中央政府が発表した英国の大幅経済成長、雇用創出、住宅建設の為に主要なインフラプロジェクトを支援する基金。当初は5億ポンド、のち7.3億ポンドに拡大した⁷。住宅と交通に焦点をおいて、即時のインフラ投資に対処するように設計されている。GPFは補助金として中央政府からLEPに渡され、LEPはプロジェクトの実施団体となる民間企業やVCSに融資を行う。補助金でなく融資であるため、貸し付けられた企業やVCSには返済義務がある(前述のRGFが補助金であり、返済不要であるのとは異なる)。

③成長協定(Growth Deals)

Growth Dealsは英国政府とLEP間のパートナーシップであり、成長という共通の目的追求のために、LEPによる提案に対し英国政府が応えることを基本原理とする。Growth Dealsを通して、LEPは政府からの支援に対する自由、柔軟性を追求し、影響力を図れるようにした。LEPが優先順位を付けた成長の対象に年間20億ポンドの地域成長ファンド(Local Growth Fund ; LGF)の分配を割り当てる代わりに、政府はLEPの成長課題に向けたコミットメントの根拠、野心的で複数年に亘る戦略的企業計画を要求するものである。

おわりに

英国における新たなパートナーシップは、当初の目論見とはやや異なり、結果的にはスタートアップに一定の中央政府からの金銭的支援を必要とした。我が国においても、地域創生に向けて、自律的で持続可能な官民連携のパートナーシップの構築や、プラットフォーム機能の設置は重要なポイントとなると思われるが、政府が支援すべきところは支援し、しかし民間が補助や助成に依存しない仕組みを構築していく必要があると思われる。

⁶ <https://www.gov.uk/understanding-the-regional-growth-fund>

⁷ Supporting economic growth through local enterprise partnerships and enterprise zones